

住宅家屋証明書

- 租税特別措置法施行令
- (イ)第41条
 - 特定認定長期優良住宅
又は認定低炭素住宅以外
 - (a)新築されたもの
 - (b)建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c)新築されたもの
 - (d)建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e)新築されたもの
 - (f)建築後使用されたことのないもの
 - (ロ)第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)

の規定に基づき、下記の家屋

年 月 日

- (ハ)新築
- (ニ)取得

がこの規定に該当するもの

である旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	八幡浜市 丁目 番地 町 家屋番号 番
取得の原因 (移転登記の場合)	

年 月 日

八幡浜市長

印

この書面中

字挿入

字削除

字訂正あり